奈良県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、西和土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十年五月二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　退任役員の役名、氏名及び住所

理事　吉村　義雄　生駒郡平群町吉新二―二―三八